

相続まるごと お任せサービス

遺 産 承 継 手 続

遺産相続に関わる手続を、 若手司法書士がすべて代行します！

身近な方が亡くなった時に起こるのが遺産相続。遺産の引継ぎは避けては通れない問題ですが、まず何から手を付けるべきか見当が付かない方も多いのではないのでしょうか？

相続手続の際には、役所・金融機関に出向き書類を取り寄せたり、法的に有効な書類を作成・提出したりする手間が発生します。これには、相続に関する専門的な知識が要求されますので、手続が煩雑で、膨大な時間をとられてしまうこともあります。貴重な時間を無駄にしないためにも、遺産相続の手続は、相続に関する知識・経験豊富な法律の専門家、司法書士に手続をご依頼ください。

次のような方はぜひともご相談ください。 お力になれると思います！

- 平日は仕事で銀行や役所へ行く時間がない。
- 慣れない相続手続で貴重な時間を失いたくない。
- 亡くなった親と遠く離れた場所に住んでいるため相続手続ができない。
- 相続についての知識がないので自分で手続をすることに不安がある。
- 家族が亡くなったばかりで煩雑な手続をする精神的余裕がない。
- 名義変更から不動産の売却・税金の申告までまとめてサポートしてほしい。
- 手続費用は遺産の中から賄ってほしい。



司法書士・行政書士 **田中俊博法務事務所**

0584-53-3325

090-8545-7653

kyuso131@gmail.com

WEBはこちら



相続まるごとお任せサービスの内容

1 相続人の調査(戸籍・住民票の取得)

2 相続財産調査(各金融機関での「残高証明書」の取得、負債調査のための「信用情報」の取得)

3 公正証書遺言の存否の調査

4 遺産分割協議書の作成

5 預貯金口座の解約・名義変更・各相続人への配分

6 不動産の名義変更(相続登記)

7 自動車の名義変更

8 有価証券(株式・投資信託等)の名義変更

9 生命保険の請求手続きサポート

10 相続税申告に必要な資料の収集

11 相続税申告のための税理士の手配・打合せ

12 相続した不動産の売却・取壊などのサポート(オプション手続)

上記の各手続をお客様に代わり司法書士が行います!

手続報酬 手続の報酬は財産の価額に応じて、次に定める報酬額を上限とする範囲内の金額です。

承継対象財産の価額	各報酬額の上限
500万円以下	20万円
500万円を超え1000万円以下	35万円
1000万円を超え3000万円以下	45万円
3000万円を超え5000万円以下	55万円
5000万円を超え1億円以下	70万円
1億円を超え2億円以下	90万円
2億円を超え3億円以下	110万円
3億円を超える場合	140万円

[消費税・実費は別途。]

オプション	相続した財産の処分・換金をサポートしたときは、上記の他、売却代金の2%以内の金額。
-------	---

[注意事項]

- ①相続まるごとお任せサービスは、原則、全ての相続人の皆様からご依頼頂く必要がございます。
- ②不動産登記に必要な登録免許税・証明書の発行手数料などの実費が別途必要になります。
- ③相続税の申告、訴訟手続、不動産の鑑定等、他の土業の関与が必要になる場合については、別途ご紹介・手配をさせていただきます。この場合には別にこれらの費用が掛かりますが、事前にお見積をご提示の上ご相談をいたします。

[相続登記のみのご依頼について]

不動産の相続による名義変更手続(相続登記)だけのご依頼もちろんお受けいたします。
お気軽にお問い合わせください。